

## 大島町優良特産品推奨要綱

### (目的)

第1 この要綱は、大島町の優良特産品の選定推奨を行うことにより、商品の需要とその品質の向上を促し、もって地場産業の振興に資することを目的とする。

### (定義)

第2 優良特産品とは、大島町に産出する材料を利用し、製造または加工が島内で行われた商品及び企画商品をいう。

2 企画商品とは、島内の業者または住民が企画し、大島で産出した主原材料を使用して製造または加工が島内で行われた商品をいう。

### (推奨者)

第3 優良特産品の推奨者は、大島町とする。

### (推奨対象)

第4 推奨対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 特産品のうち、食料品および民芸品、工芸品その他推奨者が適当と認める商品
- (2) 販売元が島内業者である企画商品のうち、食料品および民芸品、工芸品その他推奨者が適当と認める商品

### (推奨品の審査選定)

第5 推奨品は、審査申請（様式第1号）のあったものにつき、町長が委嘱した審査員から成る審査会が審査する。ただし、町長が第2条の要件を満たしていることが明らかであると認めた場合、審査会の開催を省略し文書持回り方式によって審査を行うことができる。

2 審査員は、消費者を代表する者、観光業者を代表する者、商工業者を代表する者、東京都並びに庁内関係課職員の中から、町長が委嘱する。

3 審査員の任期は1年間とする

4 審査会は、必要に応じて開催するものとする。

(推奨基準)

第 6 推奨品は、食品衛生法、計量法、家庭用品品質表示法、不当景品類および不当表示防止法等に定める基準、ならびに東京都が実施する施策基準に準じた商品でなければならないものとし、推奨者は推奨にあたっては商品の品質、意匠、価格表示の適否、量産性、市場性等に着目するものとする。

2 推奨者は、次に該当するものについては、推奨に際し十分勘案するものとする。

- (1) 日本工業規格製品（J I S）
- (2) 日本農林規格製品（J A S）
- (3) 不当景品類および不当表示防止法の規定に基づく公正競争規約が設定されているものにあつて、その運用に当たっている公正取引協議会の認定を受けたもの。
- (4) 国もしくは東京都等の主催、または全国的規模で催された展覧会、展示会等において上位に入賞したもの。

3 推奨者は、次に該当するものについては、推奨から除外する。

- (1) 美術工芸品、骨董品およびこれらに準ずると認められるもの。
- (2) 他の特許登録品と同一、または模造品と認められるもの。
- (3) 上記以外で推奨者が推奨するのにふさわしくないと認められるもの。

(推奨の決定等)

第 7 優良特産品の推奨の決定は、審査会の審査結果に基づき大島町が行う。

大島町は、推奨を決定した商品に認証書（様式第 2 号）を交付する。

2 推奨品の推奨期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

ただし、審査委員から異議申立てがない場合には更に 2 年間延長し、以後同様とする。

また、新規推奨品の推奨期間は決定日より令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(推奨マーク及び表示)

第 8 推奨を受けた者は、推奨品に推奨マークを貼りつけ、または「大島町推奨品」の表示を印刷して販売することができる。

2 推奨マークは様式第 3 号を標準とし、それ以外については、大島町と協議の上決定する。

3 推奨を受けた者は、推奨品について、推奨の趣旨および基準に違反することのないよ

う、その責任保証に務めなければならない。

4 推奨を受けた者は次に該当するときは、速やかに様式第 4 号により大島町に届け出なければならない。

- (1) 住所（主たる事業所の所在地）または氏名（名称および代表者の氏名）を変更したとき。
- (2) 推奨品の製造を中止または廃止したとき。
- (3) 推奨品の意匠を変更し、またはその価格を著しく変更したとき。

5 推奨マークは、大島町の許可を得て推奨を受けた者が作成するものとする。

（推奨の取消し）

第 9 大島町は、次に該当するときは推奨の決定を取り消すことができる。

- (1) 推奨決定後に推奨を受けた者が推奨品の品質、量目、意匠等を変更した結果、著しくその同一性を欠くことになったとき。
- (2) 推奨決定後に、推奨品が第 6 の 1 に規定する基準に適合しないことが確認されたとき。
- (3) その他審査会が認めたとき。

（実施細目）

第 10 実施細目については、大島町が必要に応じて別途定めるものとする。

（推奨者の義務）

第 11 大島町は、大島町の優良特産品推奨制度の普及・啓蒙および推奨品の需要の拡大に努めるものとする。

付 則

この要綱は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 15 年 11 月 26 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号) 要綱第 5 関係

大島町優良特産品認証審査申請書

年 月 日

大島町長

殿

住 所

申請者 名称又は氏名

印

電 話 番 号

(法人にあっては所在地・名称・代表者名)

大島町優良特産品推奨要綱第 5 の規定により、つぎのとおり大島町優良特産品の認証を受けたいので申請します。

商 品 名		使用する主な原材料名 形状・内容量等
営業所の所在 屋号・称号等 (電話番号)		
代表者氏名		
申請理由		

※ 商品の見本を添付してください。

(様式第 2 号) 要綱第 7 関係

大島町優良特産品認証書

認証番号 第 号  
認証期間 自 年 月 日 至 年 月 日  
商品名  
生産者 住 所  
氏名又は名称  
電話番号

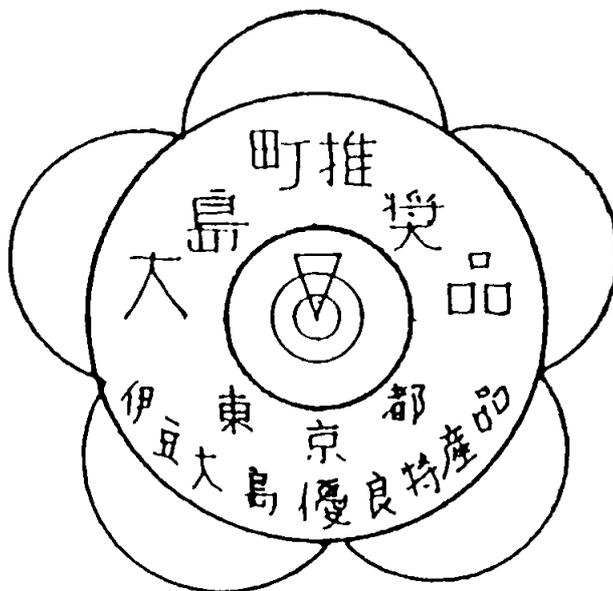
大島町優良特産品推奨要綱第 7 の規定により、上記のとおり認証する。

年 月 日

東京都大島町長

(様式第 3 号) 要綱第 8 の 2 関係

大島町優良特産品推奨マーク



(様式第 4 号) 要綱第 8 の 4 関係

大島町優良特産品認証事項（変更・中止・廃止）届出書

年 月 日

大島町長 殿

住 所

申請者 名称又は氏名 印

電 話 番 号

(法人にあっては所在地・名称・代表者名)

次のとおり認証事項を（変更・中止・廃止）したいので、大島町優良特産品推奨要綱第 8 の 4 の規定により届け出ます。

※商品の見本を添付してください。

認 証 番 号	第 号	認 証 商 品 名	
変 更 事 項 等	変 更 前		変 更 後
	変 更 理 由		

## 大島町優良特産品推奨要綱の運用と解釈について

- 1 「不当景品類および不当表示防止法等に定める基準」の「等」とは、消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号）、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 112 号）をいう。
- 2 「東京都が実施する施策基準」とは、東京都消費生活条例（平成 6 年 10 月 6 日条例第 110 号）、食品製造業等取締条例（昭和 28 年 10 月 20 日条例第 111 号）、食品製造業等取締条例施行規則（昭和 28 年 11 月 1 日規則第 183 号）、食品衛生法施行細則（昭和 23 年 9 月 16 日規則第 183 号）をいう。
- 3 「品質」については、関係法令等に定める基準に適合することはもちろんのこと、外観、味、匂い等を加味して判断する。
- 4 「意匠」とは、物の形・色・模様などのことで、消費者に不快感を与えたり、大島のイメージダウンにつながるようなものは、推奨にふさわしくない。
- 5 「価格」については、商品に対応する常識的な範囲内とし、一般的な同種の商品と比べて高価にならないよう設定する。
- 6 その他大島町優良特産品推奨要綱、ならびに大島町特産品推奨要綱の運用と解釈について定めのない事項、およびその解釈に疑義が生じたときは、審査会において協議解決する。